

教育勅語

朕ちんおほ惟ただフニ 我わカ皇祖こうそ皇宗こうそう 國くにヲ肇はじムルコト 宏遠こうえんニ 德とくヲ樹たツル
 コト 深厚しんこうナリ 我わカ臣民しんみん 克よク忠ちゆうニ 克よク孝こうニ 億兆おくちやう 心こころヲ
 一いつニシテ 世よ世よ厥そノ美びヲ濟なセルハ 此こレ 我わカ國體こくたいノ精華せいかにニシテ
 教育きやういくノ淵源えんげん 亦また實じつニ 此こニ存ぞんス 爾なんじ臣民しんみん 父母ふぼニ孝こうニ 兄弟けいてい
 二に友ゆうニ 夫婦ふうふ相和あいわシ 朋友ほうゆう相信あいしんシ 恭儉きやうけん己おのれレヲ持じシ 博愛はくあい衆しゆう
 二およ及およホシ 學がくヲ修おさメ 業ぎやうヲ習ならヒ 以もつテ智能ちのうヲ啓發けいはつシ 德器とつきヲ成じやう
 就じゆシ 進すすんテ公益こうえきヲ廣ひろメ 世務せいむヲ開ひらキ 常つねニ國憲こくけんヲ重おもシ 國法こくほう
 二したが遵したがヒ 一旦いつたん緩急かんきゆうアレハ 義勇ぎゆう公こうニ奉ほうシ 以もつテ天壤てんじやう無窮むきゆうノ
 皇運こううんヲ扶翼ふよくスヘシ 是かくノ如ごとキハ 獨ひとりリ朕ちんカ 忠ちゆう良りやうノ臣民しんみんタル
 ノミナラス 又また以もつテ爾祖なんじそ先せんノ遺風いふうヲ顯彰けんしょうスルニ足たラン
 斯こノ道みちハ 實じつニ我わカ皇祖こうそ皇宗こうそうノ遺訓いくんニシテ 子孫しそん臣民しんみんノ 俱ともニ
 遵守じゆんしゆスヘキ所ところ 之これヲ古今ここんニ通つうシテ謬あやまラス 之これヲ中外ちゆうがいニ施ほどこシ
 テ悖もとラス 朕爾ちんなんじ臣民しんみんト俱ともニ 拳けん々けん服膺ふくようシテ 咸みな其德そのとくヲ一いつニセン
 コトヲ庶幾こいねがフ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

■皇祖皇宗■
 皇祖 天照大御神様までの皇統譜を経た神武天皇までの皇統譜
 皇宗 神武天皇以降の歴代の天皇陛下

■徳目■ 「克ク忠ニ 克ク孝ニ 億兆 心ヲ一ニシテ」

(1) 父母ニ孝ニ

(2) 兄弟ニ友ニ

(3) 夫婦相和シ

(4) 朋友相信シ

(5) 恭儉己レヲ持シ

(6) 博愛衆ニ及ホシ

(7) 學ヲ修メ業ヲ習ヒ

(8) 智能ヲ啓發シ

(9) 德器ヲ成就シ

(10) 進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

(11) 常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

(12) 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

以テ

(13) 天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ ※天と地が永遠に続く

■天壤無窮の神勅■

瓊々杵尊が天孫降臨される時、天照大御神様から賜った神勅

(1) 「天壤無窮の神勅」

葦原千五百秋瑞穂の国は、是、吾が子孫の王たるべき地なり。

爾皇孫、就でまして治らせ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、

当に天壤と窮り無けむ。

(2) 「宝鏡奉殿の神勅」

吾が兒、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし。

与に床を同くし殿を共にして、齋鏡をすべし。

(3) 「由庭 (ゆにわ) 稻穂 (いなほ) の神勅」

吾が高天原に所御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつるべし。